

辻堂市民センター・公民館建設検討委員会及び善行市民センター・公民館建設検討委員会の傍聴に関する要領

制定 平成29年5月11日

(目的)

第1条 この要領は、辻堂市民センター・公民館建設検討委員会及び善行市民センター・公民館建設検討委員会の会議及び議事の円滑な運営及び進行を図るため、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の原則)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、すべてこの要領を守らなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長は、必要があると認めたときは、これを増やすことができる。

3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。

4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定に関わらず、申込みの順で受付ができるものとする。

(入場)

第4条 傍聴人が傍聴席に入場するときは、傍聴券を事務局職員に掲示し、その指示に従い席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 危険物を持っている者

- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が会議の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) 会議で配布された資料の扱いについては、会議の決定に従うこと。
- (6) 前5号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(退場命令)

第7条 委員長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

(退場)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げるときは速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長から退場を命じられたとき
- (2) 委員長が藤沢市情報公開条例(平成13年6月25日条例第3号)第6条各号に規定する個人に関する情報等に該当すると認めて、会議を非公開とするとき
- (3) 審議内容等の都合により会議を非公開とするとき

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年5月11日から施行する。